

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づく公表

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づき、同法施行規則第十一条第二項に規定する「主務省令で定める事項」について次のように公表する。なお、本件にかかる主務省令で定める期間とは、令和四年四月一日から六月三十日までとする。

令和四年八月十九日

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 代表取締役 松崎 孝夫

- 1 支援決定を行った件数
該当なし
- 2 買取申込み等期間の延長の決定を行った件数
該当なし
- 3 支援決定を撤回した件数
該当なし
- 4 買取決定を行った対象事業者の概要及び買取りに係る債権の元本総額
該当なし
- 5 出資決定を行った対象事業者の概要及び出資総額
該当なし
- 6 対象事業者に係る債権の譲渡その他の処分の類型（債務の免除、債権の譲渡その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数及び対象事業者に係る株式又は持分の譲渡その他の処分の類型（譲渡、消却その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数並びに当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）及び処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）
債務の免除 該当なし、その他 六件
当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）
九千百七十七万五千円
処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）
該当なし

一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要及び対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要

- 一 宮城県内陸部の食品製造業者（震災により工場・施設が損壊）
- 二 宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により加工工場が全壊）
- 三 福島県中通りの金属製品製造業者（震災により事務所、機械設備等の一部破損、主要受注先の撤退に伴う売上減少）
- 四 福島県中通りの金属製品製造業者（震災により工場設備等が一部破損、主要受注先の撤退に伴う売上減少）
- 五 福島県中通りの金属製品製造業者（震災により工場設備等が一部破損、主要受注先の撤退に伴う売上減少）
- 六 栃木県南部の娯楽業者（震災により施設及び設備が損壊、竜巻により修繕中の施設が更に損壊）
- 七 岩手県沿岸部の飲食業者（津波により店舗が浸水し、設備が流出）
- 八 岩手県沿岸部の水産物卸売業者（津波により本社工場が全壊）

対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額

九千八百八十一万二千円